

地域森林計画の概要

目 的	全国森林計画に即し、都道府県の <u>森林関連施策の方向</u> 及び地域的な特性に応じた <u>森林整備及び保全の目標等</u> を明らかにするとともに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となる。
樹 立 主 体	都道府県知事
計 画 期 間	5年ごとにたてる10年計画
計 画 対 象 森 林	森林計画区（全国で158）内の民有林
計 画 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする森林の区域 ・ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項（<u>機能に応じた望ましい森林の姿、森林の整備及び保全の方法</u>など） ・ 森林の立木竹の伐採に関する事項（樹種別の立木の標準伐期齢、皆伐の伐採面積の規模、択伐の伐採率などの<u>施業指針</u>） ・ 造林に関する事項（対象樹種、樹種別の植栽本数、伐採跡地を更新すべき期間などの<u>施業指針</u>） ・ 間伐及び保育に関する事項（間伐の回数、実施時期、間隔、間伐率などの<u>施業指針</u>） ・ 公益的機能別施業森林等の区域の基準、その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項（水源の涵養等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の<u>区域を設定する基準</u>、伐期の間隔の拡大や複層林施業、長伐期施業などの<u>施業方法</u>） ・ 林道の開設及び改良、その他林産物の搬出に関する事項（林道等の開設及び改良に関する<u>基本的な考え方</u>、路網密度の水準及び作業システムの<u>基本的な考え方</u>等） ・ <u>計画量等</u>（伐採立木材積、間伐面積、造林面積、林道の開設及び拡張に関する計画等） <p style="text-align: right;">など</p>
計 画 の 樹 立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の案を、おおむね30日間、公衆の縦覧に供しなければならない。 ・ 樹立に当たっては、都道府県森林審議会、<u>関係市町村長、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない</u>。 ・ 計画をたて又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、<u>関係市町村長に通知</u>し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。
そ の 他	<u>国有林についても、民有林と共通の森林計画区別に森林管理局長が5年ごとに10年を一期とする「国有林の地域別の森林計画」をたてること</u> となっている。